

(別紙 1) 参考和訳 ()内は勧告国名である。

- 1 . 国際人権 B 規約の第一選択議定書と第二選択議定書(アルバニア)、拷問等禁止条約選択議定書(英国、アルバニア、メキシコ、ブラジル)、女子差別禁止条約選択議定書(ポルトガル、アルバニア、メキシコ、ブラジル)、移住労働者権利条約(ペルー)、障害者権利条約(メキシコ)、強制失踪防止条約(アルバニア)、1980 年子の奪取条約(カナダ、オランダ)の批准を検討すること、又は批准すること。又、人種差別撤廃委員会に個人の不服を受け付ける権限があることを認めること(メキシコ、ブラジル)。国際人権 B 規約第二議定書に署名すること(ポルトガル)。
- 2 . パリ原則に則って早急に人権機関を設立することを求める人権委員会や子どもの権利委員会の要請を実施すること(アルジェリア)。パリ原則に則って国内人権機関を設立するために必要な法案をまとめること(カナダ)。国内人権機関を設立すること(メキシコ)。パリ原則に則って国内人権機関を設立するための取り組みを継続すること(カタール)。
- 3 . 人権侵害の不服について調査する独立した機関を設けること(イラン)。
- 4 . 人権理事会の特別手続に対して継続して受け容れること(カナダ、ブラジル)。
- 5 . 第二次世界大戦時の「慰安婦」問題については、国連のメカニズム(女性に対する暴力に関する特別報告者、女子差別撤廃委員会、拷問禁止委員会)の勧告に真摯に対応すること(韓国)。
- 6 . 平等と非差別の原則に適合するよう国内法を改正すること(スロベニア)。あらゆる形態の差別を定義し禁止する法律の制定を検討すること(ブラジル)。刑法に差別の定義を盛り込むことを検討すること(グアテマラ)。人種差別、差別、外国人嫌悪を禁止する国内法を緊急に制定すること(イラン)。
- 7 . 女性を差別している法律条項をすべて撤廃すること(ポルトガル)。特に、女性の最低結婚年齢を男性と同じ 18 歳に引き上げることなど、女性に対する差別関連の対策の継続を推進すること(フランス)。
- 8 . 少数民族に属する女性が直面している問題に対応すること(ドイツ)。
- 9 . 在日コリアンに対するあらゆる形態の差別を撤廃する対策を講じること(北朝鮮)。
- 10 . 日本で継続している歴史の歪曲を解決する措置を即刻講じること。なぜならば、このような状況は、過去の侵害に対応することを拒否していること及び侵害が再発する危険を示すものだからである。又、現代の人種差別形態に関する特別報告者も要請しているように、状況に対応する措置を即座に講じることが勧告する(北朝鮮)。
- 11 . 性的指向や性同一性を根拠とする差別を撤廃する措置を講じること(カナダ)。
- 12 . 停止や廃止を視野に入れて死刑について緊急に検討すること(英国)。国連総会で採択された決議に従って死刑を廃止することを視野に入れ、死刑を執行せず、死刑執行の停止を再度適用すること(ルクセンブルク)。死刑廃止を視野に入れて死刑執行に猶予期間を設けること(ポルトガル)。死刑執行に正式な猶予期間を導入することを優先事項として検討すること(アルバニア)。死刑執行に猶予期間を設けることについて再度検討すること(メキシコ)。死刑執行の停止を導入、又は死刑を廃止した多くの国に追随すること(スイス)。死刑確定者の権利擁護を保証する措置を規定している国際(人権)基準を尊重すること、死刑を徐々に制限すること、死刑対象の犯罪を減らすこと、死刑廃止を視野に入れて、死刑執行に停止を設ける

こと（イタリア）。凶悪犯罪の罰則に仮釈放なしの終身刑の可能性を加え、死刑廃止を検討すること（オランダ）。日本の極刑廃止に関するこれまでの意見を支持する（トルコ）。

- 1 3 . 警察の留置場に勾留された被勾留者の取調べが体系的にモニター・記録されるようにし、刑事訴訟法が拷問等禁止条約 15 条、国際人権 B 規約 14 条 3 項に整合するようにし、関連のすべての資料を閲覧する被告の権利を守ること（アルジェリア）。(i) 自白の強要のリスクに警察の注意が向くようさらに体系的かつ集中的に取り組むこと、(ii) 取調べをモニターする方法について検討すること、(iii) 警察での長期勾留の利用について再検証すること、(iv) 警察や司法が被疑者に自白を迫って過剰な圧力をかけるのを防ぐため、刑法を検証して拷問等禁止条約 15 条に合致するようにすること（ベルギー）。被勾留者の勾留に対する手続き上の保証を強化するメカニズムを設けること（カナダ）。勾留手続が人権擁護法で定められている義務と一致するよう代用監獄制度の見直しを行い、警察留置場の外部監視に関する拷問禁止委員会の勧告を実施すること（英国）。
- 1 4 . 法執行官が人権に関する研修を受けるようにするなどして、女性や子どもに対する暴力の発生を減らす対策を継続的に講じ、暴力の被害者のための回復支援センターや相談所に資金を投じること（カナダ）。
- 1 5 . 女性や子どもを始めとする人身売買と闘う取り組みを継続すること（カナダ）。
- 1 6 . 現住所から不当に連れ去られた子ども、又は現住所に戻ることができない子どもが即座に戻れるような仕組みを作ること（カナダ）。
- 1 7 . あらゆる形態の子どもに対する体罰を禁止し、前向きで非暴力的な躰を推進すること（イタリア）。
- 1 8 . 従軍慰安婦、その他韓国/朝鮮を含む他国で過去に犯した侵害にきっぱりとけじめを付ける具体策を講じること（北朝鮮）。
- 1 9 . アイヌの土地その他の権利などについて見直しを行い、国連先住民族の権利に関する宣言と整合させること（アルジェリア）。国連先住民族の権利に関する宣言を実施できるよう先住民との話し合いを始める方策を模索することを日本に強く要請する（グアテマラ）。
- 2 0 . 難民認定審査手続を拷問等禁止条約などの関連の人権条約と整合するものとし、必要な場合には移住民に国が法律支援を行うこと（アルジェリア）。
- 2 1 . 国際監視システムによって入管収容施設を調査することを認めること（米国）。
- 2 2 . 難民認定を審査する独立した機関を設けること（スロバキア）。
- 2 3 . 不法滞在が疑われる移住者がいたら法務省のホームページに匿名で告発することを一般市民に呼びかける方式を廃止すること（グアテマラ）。
- 2 4 . 引き続き社会経済的に発展する必要がある国を経済的に援助し、ミレニアム開発目標の目標 8 で規定されている開発の権利を実現する世界的取り組みに対する支援を拡大すること（バングラデシュ）。
- 2 5 . インターネット上の人権侵害防止の経験を他国にも伝えること（ポーランド）。
- 2 6 . 国内レベルで UPR 手続のフォローアップに市民社会を十分に参加させること（英国）。審査のフォローアップのプロセスにジェンダーの視点を体系的かつ継続的に組み入れること（スロベニア）。

(別紙 2) ()内は別紙 1 勧告の項目に対応している。

- ・ パリ原則に基づく国内人権機関の設置 (2 , 3)
- ・ 女性に対する差別、少数民族に属する女性に対する差別の撤廃 (7 , 8)
- ・ 性的志向に基づく差別の撤廃 (1 1)
- ・ 女性・子どもに対する暴力の撤廃 (1 4)
- ・ 女性・子どもに対する人身売買との闘いの継続 (1 5)
- ・ 現住所から不当に連れ去られた子ども、又は現住所に戻ることができない子どもが即座に戻れるような仕組みを作ること (ハーグ子奪取条約の批准) (1 6)
- ・ 子どもに対する体罰の禁止 (1 7)
- ・ 難民認定審査手続を拷問等禁止条約などの関連の人権条約と整合するものとし、必要な場合には移住民に国が法律支援を行うこと (2 0)
- ・ 引き続き社会経済的に発展する必要がある国を経済的に援助し、開発の権利を実現する世界的取り組みに対する支援を拡大すること (2 4)
- ・ インターネット上の人権侵害防止の経験を他国にも伝えること (2 5)
- ・ 国内レベルで UPR 手続のフォローアップに市民社会を十分に参加させること (2 6)

(別紙3) ()内は別紙1勧告の項目に対応している。

- ・ 従軍慰安婦問題について国連のメカニズムの勧告に真摯に対応すること等(5, 18)
- ・ 平等と非差別の原則に適合するよう国内法を改正し、人種差別、差別、外国人嫌悪を禁止する国内法を緊急に制定すること(6)
- ・ 在日コリアンに対するあらゆる形態の差別を撤廃する対策を講じることなど(9, 10)
- ・ 停止や廃止を視野に入れて死刑について緊急に検討すること(12)
- ・ 警察における取調べをモニターする方法について検討し、代用監獄制度のもとにおける警察での長期勾留の利用について再検証すること(13)
- ・ 難民認定を審査する独立した機関を設けること(22)
- ・ 不法滞在が疑われる移住者がいたら法務省のホームページに匿名で告発することを一般市民に呼びかける方式を廃止すること(23)